

Ⅲ 平成 29 年度教育庁主要施策

取組の方向 1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実

【施策の必要性】

児童・生徒一人一人に、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、主体的に学習できる力を培うためには、一人一人の学習における習熟の程度と課題を把握するとともに、個に応じた指導や習熟度別指導などきめ細かい指導を行うことが重要である。

また、これからの変化の激しい時代を生き抜く児童・生徒には、知識・技能の習得のみならず、他者と協力・協働しながら課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度、新たな価値を創造する力を育むことが求められる。

さらに、日進月歩で技術革新が行われる社会において、科学技術の分野で我が国が世界をリードしていくためには、理数教育の一層の充実を図り、科学技術立国日本を支える人材を育成することが必要である。

◆主要施策 1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上

1 小・中学校における基礎学力の定着

都独自の「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を公立小学校第5学年児童、中学校第2学年生徒を対象に悉皆で実施する。調査の分析結果を基に、各小・中学校における授業改善を推進し、児童・生徒一人一人の「確かな学力」の定着と伸長を図るための学力向上施策の充実を図る。

また、小学校算数、中学校数学及び中学校英語において「ガイドライン」に基づいた効果的な習熟度別指導及び少人数・習熟度別指導を推進し、児童・生徒の学力向上を図る。

さらに、基礎的な学習内容を習得するための教材である「東京ベーシック・ドリル」の活用を一層推進するとともに、基礎・基本の定着を図る。

あわせて、10区市を学力ステップアップ推進地域として指定し、小・中学校の算数・数学及び理科における教員の指導力向上、算数・数学における児童・生徒の基礎学力の定着を図る。

2 高等学校における学力の確実な定着

生徒の学力向上を図るため、「都立高校学力スタンダード」を基に自校の学力スタンダ

ードを作成して具体的な学習目標を明示し、指導と評価のPDCAサイクルにより、授業を改善するなど校内で組織的・計画的な指導を行う。

また、生徒の学力定着状況を正確に把握するため、自校で作成した学力調査を実施し、学力の確実な定着に向けた繰り返しの指導を行う。

さらに、義務教育段階の基礎学力の定着が十分ではない生徒に対し、学び直し学習や自習を支援するため、「校内寺子屋」を都立高等学校10校で実施する。

あわせて、生徒が明確な目標を持ち、進路実現に努力できるよう支援するため、学力の定着等に向けた指導資料「東京リ・スタディ（仮称）」を作成し、それを活用した「ゆめナビプロジェクト」を実施する。

3 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実

区市町村が実施する、子供たちの安全・安心な居場所である「放課後子供教室」における体験・学習活動の取組を支援するため、コーディネーター等の研修実施や活動事例の情報収集・提供を行う。これらを通じて、地域の人材を活用した学習習慣を身に付けるための学習支援など活動プログラムの充実を図る。

また、中学生等を対象として、学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的とする「地域未来塾」に取り組む区市町村を支援し、子供たちへの学習支援の機会を充実させる。

さらに、義務教育段階の基礎学力の定着が十分ではない生徒に対し、学び直し学習や自習を支援するため、外部人材等を活用した「校内寺子屋」を都立高等学校10校で実施する。

これらの取組を通じ、基礎学力の定着が十分ではない児童・生徒に対する学習を支援し、自ら学ぶ意欲を向上させ、希望する進路実現を図るための学習環境を整備する。

4 高等学校における新しい価値を創造する力を育む教育の推進

生徒が学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付けられるよう、学校教育における質の高い学びの実現を目指す。平成28年度から3年間、アクティブ・ラーニング推進校を15校ずつ指定し、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った指導方法に関する研究及び指導資料の開発・普及を図る。

また、探究的な学習等を用いて、主体的・協働的に学びながら、生徒一人一人に思考力・判断力・表現力を一層高いレベルで身に付けさせるとともに、物事の本質を極める知的探究力、イノベーションを巻き起こす創造力等を身に付けさせ、グローバル社会で活躍するリーダーを育成する「知的探究イノベーター推進校」を3校指定する。

5 高等学校における生徒の進学希望の実現に向けた取組の推進

難関国立大学等を目指す生徒の進学希望をかなえるため、進学指導重点校等を指定し、これに中高一貫教育校10校を加えた36校を対象とし、進学対策の充実を図るために必

要な支援を行う。

6 持続可能な社会づくりに向けた教育の推進

自然環境や地域・地球規模等の諸課題について、児童・生徒一人一人が自らの課題として考え、解決に向けて自分ができることを考え実践できる力を育成するため、公立小・中学校及び都立学校 30 校において、見方・考え方を働かせ、主体的・対話的で深い学びを通して思考・判断・表現しながら課題解決を図る取組を行う、持続可能な社会づくりに向けた教育を推進する。

また、全公立学校において、環境への取組（3R（リデュース、リユース、リサイクル））について、子供たち自身が具体的な行動目標を設定し、その活動を家庭・地域と連携して継続的に推進・実践し、環境について理解を深める取組を実施する。

さらに、児童・生徒に環境保全に必要な知識を与えるとともに、3Rをはじめとする環境に配慮した行動の大切さを理解させ、その実践を促すために、全公立学校に「環境掲示用教材」を配布する。

7 給付型奨学金の創設

家庭の経済状況にかかわらず、生徒が望む学習活動を選択可能にするため、平成 29 年度から奨学金制度を創設し、希望する学習活動等への参加機会を確保する。

<主要施策 1 における主要事務事業（例）>

- 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施
- 習熟度別指導の一層の推進
- 学カステップアップ推進地域指定事業
- 「東京ベーシック・ドリル」の活用
- 学力格差解消に向けた取組
- 「都立高校学カスタンダード」活用事業
- 「校内寺子屋」の推進
- 「ゆめナビプロジェクト」の実施
- 「放課後子供教室」の促進
- 「地域未来塾」の促進
- アクティブ・ラーニングの推進
- 知的探究イノベーター推進事業
- 都立学校における進学指導重点校等の推進
- 持続可能な社会づくりに向けた教育の推進
- スクールアクション「もったいない」大作戦の実施
- 環境教育掲示用教材の作成・配布
- 給付型奨学金の創設

◆主要施策 2 理数教育の推進

1 小・中学校における理科教育の推進

小・中学生の理数に対する資質・能力の伸長を図るため、小学生が理数に関わる研究成果を展示・発表する「小学生科学展」、科学に高い興味・関心を持つ中学生が専門家から指導を受ける「東京ジュニア科学塾」、理科・数学等の能力を競い合う「中学生科学コンテスト」を実施する。

また、理数に興味・関心を持つ小・中学生の裾野を拡大するため、区市町村教育委員会が行う「観察実験アシスタント」の配置を支援するとともに、「理科支援ボランティア活用モデル地域」を指定し、地域人材等の無償ボランティアの理科授業に係る活用について効果的な運営方法を検証する。

2 高等学校における理数教育の充実

都立高等学校における科学技術系人材育成の拠点として、都の理数教育を牽引する役割を担う「理数イノベーション校」3校に加え、都立富士高等学校・附属中学校を「理数アカデミー校」に指定し、中学校段階からの6年間を見通した系統的な教育により、科学的に探究する能力や態度、課題を解決する能力などを育成する。

また、理数に興味を持つ生徒の裾野を拡大するために、特色のある教育活動を実施する高等学校等24校を「理数研究校」として指定するとともに、「理数イノベーション校」、「理数アカデミー校」以外の都立高校生で理数に興味・関心を持つ生徒を対象に、大学等の研究施設での高度な研究活動や、先端施設の見学や研究者の講義などを行う「理数研究ラボ」を実施する。

あわせて、生徒の多様な進学ニーズに対応するため、都立戸山高等学校において、医学部等への進学を希望する生徒同士で互いに切磋琢磨し支え合うチームを結成し、3年間一貫した育成プログラムを実施する。

<主要施策2における主要事務事業（例）>

- 「小学生科学展」、「東京ジュニア科学塾」、「中学生科学コンテスト」の実施
- 小・中学校における「観察実験アシスタント」の配置支援
- 「理科支援ボランティア活用モデル地域」の指定
- 「理数イノベーション校」、「理数アカデミー校」の充実
- 理数研究校の指定
- 理数研究ラボ事業の実施
- 医学部等への進学を希望する生徒による「チーム」の結成

取組の方向2 世界で活躍できる人材の育成

【施策の必要性】

グローバル社会でたくましく生き抜くためには、世界で通用する英語力を身に付け、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や、自らの考えや意見を論理的に説明することができる能力等を育成することが重要である。

また、国際社会の一員であることを自覚した上で世界各国の人々と交流し、異なる国や地域の伝統・文化等を尊重しつつ積極的にコミュニケーションをとれるようにすること、自らの国や地域の歴史、伝統・文化等についての理解を深め、日本人であることの自覚や、郷土や国を愛し、誇りに思う心を育むことが重要である。

◆主要施策3 「使える英語」を習得させる実践的教育の推進

1 小学校における英語教科化の推進

平成30年度からの小学校英語教科化の先行実施に向け、英語教育推進リーダーを新たに36名加え、合計で76名を配置するとともに、リーダー配置をしている10地区を「英語教育推進地域」として継続指定し、教員の指導力及び児童の英語力の定着を図る。

また、専科教員の必要性や学校における指導体制の在り方について検証するため、英語専科教員活用に係るモデル事業を実施する。

さらに、小学校3・4学年の外国語活動の導入に向け、「教員用指導資料（ピクチャーカード及び実践DVD付属）」を作成する。加えて、小学校全科（英語コース）において英語の4技能に優れた専門性の高い教員を確保する。

2 中学校における英語教育の充実

中学校英語において「東京方式習熟度別指導ガイドライン」に基づいた効果的な少人数・習熟度別指導を推進し、都独自の「パフォーマンステスト」の普及・啓発を行い、各学年で実施するとともに、各中学校における授業改善を推進し、生徒一人一人の「使える英語力」の定着と伸長を図るための英語教育の充実を図る。

また、小学校英語との接続を図った中学校英語教育の先駆的な取組を推進するため、「中学校英語教育推進モデル地区」を指定する。

さらに、生徒の「話す力」の向上を目指すため、中学校英語科教員を対象とした指導力向上の研修を実施する。

3 高等学校における英語教育の充実

高等学校において、生徒にコミュニケーションツールとして使える英語力を身に付け

させ、国際理解教育の推進を図るため、引き続き全ての都立高等学校及び中高一貫教育校にJETプログラムによる外国人指導者（以下「JET青年」という。）を配置し、授業でのティーム・ティーチングの実施や部活動等での日常的な交流を促進させる。さらに、英語教育の改善を図るために、JET青年の指導力を向上させ効果的に活用した授業の実践例を共有するとともに、「東京イングリッシュ・エンパワーメント・プロジェクト（仮称）」においてJET青年を活用するなどして、学校生活の中で、生徒が日常的に英語に触れる機会を拡大させる。

また、高い英語力によるコミュニケーション能力、異文化への理解や適応力、国際貢献への意欲等を高め、将来、国際社会の様々な分野・組織で活躍できるグローバル・リーダーを育成するため、都立高等学校における「東京グローバル10」の指定を継続する。あわせて、生徒の「使える英語力」の向上を図るため、特に「聞く」、「話す」に重点を置いたきめ細かい指導を行うなど英語教育を先導することを目的に、平成28年度に指定した「英語教育推進校」40校についても、教育環境の整備などの支援を引き続き行っていく。これら「東京グローバル10」及び「英語教育推進校」では、オンライン英会話をはじめとするICTを活用した授業や外部検定試験受験支援を行うなど、生徒の英語力の向上に向けた取組を加速させる。

4 学校外における英語に触れる環境の充実

児童・生徒が英語を使用する楽しさや必要性を体感でき、英語学習の意欲向上のきっかけ作りとなる環境を整備するための体験的で実践的な学習を行う場として、「TOKYO GLOBAL GATEWAY」を平成30年9月末までに開設する。

<主要施策3における主要事務事業（例）>

- 小学校を対象とした英語教育推進地域事業
- 英語専科教員活用に係るモデル事業
- 「教員用指導資料（ピクチャーカード及び実践DVD付属）」の作成・配布
- 英語教育を推進する教員の採用
- 中学校英語科授業における少人数・習熟度別指導の充実
- 中学校英語教育推進モデル地区
- 中学校英語科教員を対象とした研修
- JETプログラムによる外国人指導者の活用
- 「東京グローバル10」の指定継続
- 東京イングリッシュ・エンパワーメント・プロジェクト（仮称）の実施
- 「英語教育推進校」事業
- 「TOKYO GLOBAL GATEWAY」の開設に向けた取組の推進

◆主要施策4 豊かな国際感覚を醸成する取組の推進

1 国際交流の推進

生徒の異文化理解の促進を図るため、海外教育機関等との覚書に基づく連携や、これまでの国際交流の実績、「次世代リーダー育成道場」等の事業実績を活用し、都立高等学校における姉妹校交流をはじめとする海外の学校との学校間交流を拡充する。

また、生徒の国際交流の機会を更に拡大し豊かな国際感覚を醸成するため、都立高等学校等への留学生の受入れを拡充し、日本人生徒・留学生双方にとって魅力的で有意義な「東京体験スクール（仮称）」を実施する。

さらに、様々な分野・組織で国際貢献できる人材に必要なとされる語学・異文化理解や使命感等の素養を育成するため、国際協力機構（JICA）と連携して、青年海外協力隊の派遣前訓練を基にした高校生向けプログラムを実施する。

加えて、教員向けプログラムについてもこれに併せて実施し、国際理解教育の実践力を高めるとともに、青年海外協力隊の派遣事業に対する理解を深め、参加する意欲を高める。

2 都立高校生の留学・海外大学進学への支援

グローバル社会にあって、将来、様々な場面や分野で活躍し、日本や東京の未来を担う人材を輩出するため、都立高等学校等の生徒 200 名を対象として「次世代リーダー育成道場」を実施し、海外で通用する英語力や広い視野、世界に飛び出すチャレンジ精神等を育成する。

さらに、都立国際高等学校の国際バカロレアコースにおいて、国際バカロレアのディプロマ・プログラムによる授業を展開し、国際的に認められる大学進学資格（フルディプロマ）の取得により海外大学進学を推進する。

3 豊かな国際感覚を醸成する都立学校の整備

世界に通用する人材を育成する都立高等学校として、国際色豊かな学習環境を整備した都立新国際高等学校（仮称）の設置準備を進める。

また、語学力や豊かな国際感覚、多様な価値観を受け入れる資質を備え、国際的に活躍できる人材を育成していくため、都立立川国際中等教育学校において、附属小学校の設置準備を進め、早い時期から帰国児童・生徒や外国人児童・生徒とともに学ぶなど、国際色豊かな学習環境を整備する。

さらに、都立白鷗高等学校・附属中学校において、日本の伝統・文化理解教育や国際交流、英語教育などに重点を置いた特色ある教育の更なる充実を図る。

<主要施策4における主要事務事業（例）>

- 都立高等学校における姉妹校交流事業等の拡充

- 都立高等学校等における留学生受入れの促進
- 国際協力機構（JICA）と連携した国際貢献人材の育成
- 「次世代リーダー育成道場」の充実
- 都立国際高等学校における国際バカロレアの取組
- 都立新国際高等学校（仮称）の設置準備
- 都立小中高一貫教育校の設置準備
- 都立中高一貫教育校における教育内容の充実

◆主要施策5 日本人としての自覚と誇りの^{かん}涵養

1 日本人としてのアイデンティティを備えた国際社会に生きる日本人の育成

日本人としてのアイデンティティを備えた国際人材を育成するために、外国人と児童・生徒との様々な交流の機会を設け、互いの国の文化体験や日本の文化を紹介する経験等を行うことが大切である。

そのため、公立小・中・高等学校及び特別支援学校 250 校において、地域の専門的な知識や技能を有する外部人材を招致し、和太鼓や茶道等の体験や日本が誇る最先端の技術を知ることなどを通じて、日本の歴史、伝統・文化を学び、日本のすばらしさを理解する教育活動を推進する。

また、都立高校生が日本の伝統文化を理解し、その良さを外国人に発信することができるようするために、平成 30 年度までに全ての全日制都立高等学校及び希望する定時制・通信制高等学校で伝統芸能鑑賞教室を実施するよう支援していく。

<主要施策5における主要事務事業（例）>

- 日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成
- 都立高等学校における伝統芸能鑑賞教室の実施

取組の方向3 社会的自立を促す教育の推進

【施策の必要性】

全ての人々の人権が尊重され、互いに思いやる平和で豊かな社会を実現するためには、一人一人の人権尊重の精神の涵養^{かん}を図るとともに、規範意識や豊かな心を育むことが大切である。

また、子供たちの社会的自立を促すために、家庭や地域・社会との連携を図りながら、社会貢献への意識を育み、児童・生徒の自尊感情や自己肯定感等を高め、社会人、職業人として自立していくことができるようにする教育が求められる。

さらに、自然災害の発生時に、「自助」、「共助」の精神に基づき適切に行動し地域に貢献できる人材となれるよう、防災教育の一層の充実が必要である。

加えて、「小1問題」に適切に対応するための就学前教育の充実、グローバル化の進展に伴い、増加する外国人児童・生徒等に対する適切な支援を進めることも必要である。

◆主要施策6 人権教育の推進

1 人権教育の推進

国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる偏見や差別をなくすため、人権教育を推進する。

<主要施策6における主要事務事業（例）>

- 人権教育に関する研修・啓発・研究の推進

◆主要施策7 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進

1 小・中学校における考え議論する道徳の推進

東京都が作成・配布した、『特別の教科 道徳』移行措置対応 東京都道徳教育教材集」の活用の推進、「東京都道徳教育推進拠点校」による小・中学校における道徳の教科化に向けた先行した取組を推進し、道徳教育の一層の充実を図る。

また、これらの資料の活用等により道徳授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道徳教育の取組を一層推進するとともに、東京都「特別の教科 道徳」カンファレンスを実施し、各小・中学校等の組織的な推進体制及び指導体制の構築を図る。

2 高等学校における都独自教科「人間と社会」の実施

平成 28 年度から全都立高等学校及び都立中等教育学校において、人間としての在り方生き方に関する都独自教科「人間と社会」を設置している。これにより、道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実にはらし、より良い生き方を主体的に選択し行動する力を育成する。そして、都立高校生の実態を踏まえ、養うべき道徳性や指導方法・内容について更なる実践研究を行う。

<主要施策 7 における主要事務事業（例）>

- 道徳の教科化に向けた先行した取組の推進
- 東京都「特別の教科 道徳」カンファレンスの実施
- 道徳授業地区公開講座の充実
- 都独自教科「人間と社会」の実施

◆主要施策 8 社会的・職業的自立を図る教育の推進

1 キャリア教育の推進

全中学校で職場体験活動等の取組を実施するとともに、講師用手引書及びパンフレットの活用促進を図り、外部人材・関係機関と連携しながら法教育・租税教育等も含めた系統的なキャリア教育を推進する。

また、全都立高等学校において必修教科として設置している、人間としての在り方生き方に関する都独自教科「人間と社会」を中心として、高校生一人一人が社会の一員であることを自覚し、人としての生き方の指針となる様々な価値観に対する考えを深め、行動する力を育成する。

さらに、生徒に良識ある公民として必要な能力と態度を育成するために、全都立学校の図書館に主権者教育における資料として新聞（全国紙等 6 紙）や関連書籍等を配置する等教育環境を整え、議会制度や選挙制度等、民主主義の意義と仕組みなどを学ばせるとともに、模擬選挙等の体験学習等も用いた主権者教育を実施する。

あわせて、社会の変化と期待に応える人材の育成を推進し、生徒の能力の伸長と進路実現を図るため、工業高校のデュアルシステム科設置や家庭・福祉高校（仮称）開設等に向けた検討及び商業教育の改革を進め、魅力ある専門高校づくりを推進していく。

ビジネスの諸活動に適切に対応する能力と態度を育成するため、東京の産業や身近な企業等を学習する新科目の開発や、企業等と共同して教育活動を支援する組織「商業教育コンソーシアム東京（仮称）」の設置などにより、ビジネスを実地に学ぶ機会を拡充する。

都立高校生が、実社会に出て社会人・職業人として自立して生きていく上で必要な能力や態度を身に付けることができるようにするため、企業やNPO等が実施する体験型学習プログラムを普通科高校で実施するとともに、専門学科高校向けのプログラムを試

行的に導入する。

2 防災教育の推進

発生が予測される首都直下地震などの自然災害発生時において、児童・生徒が「自助」、「共助」の精神に基づき適切に行動できるように、都内の全世帯に配布された防災ブック「東京防災」と連携した防災ノート「東京防災」の活用を更に促進し、「親子防災体験」（小学校対象）・「防災標語コンクール」（中学校対象）を実施し、学校と家庭が一体となった防災教育の一層の充実を図る。

また、全都立高等学校において、災害時に自分の身を守りつつ地域での救援活動等に貢献できる人材を育成するために、一泊二日の宿泊訓練等を通じて、地域での救援活動等に貢献できる人材を育成する。

さらに、防災への高い使命感、奉仕の精神を併せ持った防災リーダーを育成するため、都立高等学校の生徒及び教員が東日本大震災の被災地において、復興支援ボランティアや交流活動等を行う「合同防災キャンプ」を実施し、その結果を都立学校に広く周知する。

あわせて、全都立特別支援学校では、首都直下型地震等の大規模災害が発生した際の長期にわたる避難所の運営及び校内での児童・生徒の安定した生活を確保するため、一泊二日の宿泊防災訓練を実施する。

<主要施策8における主要事務事業（例）>

- 小・中学校における系統的なキャリア教育の推進
- 都独自教科「人間と社会」の実施(再掲)
- 全都立学校への全国紙配布
- ものづくり人材等の育成に向けた取組の推進
- 実地に学ぶ商業教育への改革
- 企業・NPO等と連携した都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業
- 防災ノート「東京防災」の活用促進
- 「合同防災キャンプ」の実施
- 都立特別支援学校での宿泊防災訓練の実施

◆主要施策9 不登校・中途退学対策

1 区市町村教育委員会における支援チームの構築などの取組への支援

小・中学校における不登校の児童・生徒に対するきめ細かい支援を行うため、区市町村教育委員会に、スクールソーシャルワーカー等を活用した「支援チーム」を設置し、学校、福祉、医療等の関係機関と連携して支援を行うモデル事業を実施する。

また、各学校が、不登校の課題に対して組織的に対応できるよう、校内で不登校対策

の中心的役割を担う教員を指定し、校内体制を整備するモデル事業を実施する。

さらに、不登校の小・中学生の学校復帰を支援する施設として、各区市町に設置されている教育支援センター（適応指導教室）の充実を図るため、地区の課題に応じた重点的な取組を支援するモデル事業を実施する。

あわせて、児童・生徒の心の状態を十分に理解するための適切な働き掛けなど、教員の対応を支援するため、新たな不登校を生まないための手引の作成に向けた検討を行う。

2 都立学校における生徒の自立に向けた支援の取組

生徒が将来社会的に自立できるようにするため、就労や福祉の専門的知識や技術を有するユースソーシャルワーカー等からなる「自立支援チーム」を都立学校に派遣する。

「自立支援チーム」は、不登校や中途退学などの課題が特に顕著な都立高等学校として都教育委員会が指定した学校（継続派遣校）を訪問するとともに、その他の都立学校に対しても要請に応じて訪問し、学校経営支援センターや関係機関と連携して就労や再就学に向けた支援を行う。

また、不登校の生徒や中途退学者の多い都立高等学校において、不登校や中途退学の課題に対して組織的に対応できるよう、校内で不登校や中途退学対策の中心的役割を担う自立支援担当教員を指定し、学級担任への助言、「自立支援チーム」や関係機関との連絡・調整等を行い、組織的な取組を推進する。

3 チャレンジスクールの拡充

小・中学校で不登校経験のある入学希望者がより多く入学できるよう、チャレンジスクールの新設や規模拡大に向けた取組を推進する。

4 フリースクール等民間施設・団体等との連携の推進

不登校児童・生徒に対する支援の充実を図るため、情報交換会の実施や、効果的な教育プログラムの検討などを通じ、フリースクール等民間施設・団体等との連携を推進する。

<主要施策9における主要事務事業（例）>

- 区市町村教育委員会における支援チームの構築
- 小・中学校における学校内での組織的な支援体制の構築
- 教育支援センター（適応指導教室）の機能強化
- 新たな不登校を生まないための手引の作成
- 都立学校における不登校・中途退学対策
- 都立学校における「自立支援チーム」の取組
- チャレンジスクールの拡充に向けた取組の推進
- フリースクール等民間施設・団体等との情報交換会等の実施

◆主要施策 10 子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築

1 就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図るための取組の推進

幼稚園や保育所、こども園で過ごしてきた子供たちが、小学校における学習や生活に
適応できるようにするため、就学前教育から小学校教育への連続性を重視し、幼稚園や
保育所、こども園と小学校とが、相互にそれぞれの特性等について正しく理解し合い、
連携を強化する取組を進める。

2 高等学校における在京外国人生徒対象枠の適切な募集枠の設定

都立高等学校において、在京外国人生徒が必要な日本語指導を受けられるようにする
ために、中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒数の動向、在京外国人生徒
対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況や進路希望の状況等を踏まえ、専門高校
も含め都立高等学校における在京外国人生徒の適切な募集枠を検討する。

<主要施策 10 における主要事務事業（例）>

- 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実
- 高等学校における在京外国人生徒対象枠の適切な募集枠の設定

取組の方向 4 子供たちの健全な心を育む取組

【施策の必要性】

東京都は、平成 26 年 6 月に「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定し、これに基づき、都教育委員会が「いじめ総合対策」を策定し、全ての学校において、学校全体による組織的な対応を推進してきた。しかしながら、全国的には、いじめによる問題や子供たちによる暴力行為、自殺など、生命に関わる重大な事案が後を絶たない現状もあり、引き続き、全教職員による組織的な取組の徹底や、子供たちや家庭に対する効果的な支援を行うことが大切である。

また、情報社会の進展に伴い、子供を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、児童・生徒が情報社会での行動に責任を持ち、情報を正しく安全に利用できるようにするとともに、情報機器の使用による健康との関わりを理解する力を身に付けさせることが必要である。

◆主要施策 1 1 いじめ、暴力行為、自殺等防止対策の強化

1 「いじめ総合対策【第 2 次】」着実な推進

各学校において、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等の対策や、児童・生徒の主体的な行動を促す指導を、保護者や地域・関係機関等と連携しながら組織的に行うなど、教職員研修の充実等を通して、平成 29 年 2 月に策定した「いじめ総合対策【第 2 次】」に示されている具体的な取組を、全教職員により確実に推進する。

2 自殺予防対策に関する取組の徹底

平成 28 年 4 月の「自殺対策基本法」に基づき、互いに尊重し合いながら生きることの意識の^{かん}涵養や困難な事態等における対処の仕方を身に付けさせることが、学校の努力義務として示された。

それを踏まえ、児童・生徒が自らの命を絶つことがないようにするため、学校は、家庭と協力して児童・生徒の悩みや不安を適切に把握し、関係機関等と連携してその解消に向けた支援を行うなど、組織的な取組の徹底を図るとともに、学校において、互いに尊重し合いながら生きていくことの意識の^{かん}涵養に加えて、困難な事態や強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付けさせる指導の充実を図る。

3 スクールカウンセラー等を活用した学校教育相談及び児童・生徒支援の一層の充実

いじめ、暴力行為、自殺等の問題行動の解決に向けて、児童・生徒を支援する体制を構築するために、教職員、保護者、その他の相談窓口等に相談しやすい環境を整備し、

各学校における定期的なアンケートや面接の実施、スクールカウンセラーの活用の促進、都教育相談センター等の相談窓口の周知等と併せて、教職員の対応力向上を目指した校内研修等の充実を図る。

4 児童・生徒の問題行動等の解決に向けた学校と地域、関係機関等との連携の強化

いじめ、暴力行為、自殺等の問題行動の解決と児童・生徒の健全な育成に向けて、学校、家庭、地域、警察・児童相談所等の関係機関が専門性を生かしながら役割を分担するとともに、児童・生徒に対して適切に指導や支援を行うことができるようにするため、各学校に設置されている「学校サポートチーム」の機能強化を図り、スクールソーシャルワーカー等の外部人材の活用を促進する。

<主要施策 11 における主要事務事業（例）>

- 「いじめ総合対策【第2次】」の着実な推進
- 情報サイト及びアプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」の活用促進
- 全公立学校の校長を対象とした自殺予防教育連絡会の開催
- 学校における自殺予防教育の充実のためのDVD教材の作成・活用の促進
- スクールカウンセラー活用事業の推進
- 「学校サポートチーム」の機能強化
- スクールソーシャルワーカー活用事業の推進

◆主要施策 12 SNS等の適正な使い方の啓発強化

1 東京都独自のルール「SNS東京ルール」の着実な推進

全公立学校の児童・生徒が、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐために策定した「SNS東京ルール」に基づき、教材の配布、推進校の指定、情報モラル講座の実施等を通じて、児童・生徒の発達段階に応じた指導を更に推進する。

また、有害情報から子供を守るため、全公立学校を対象に監視を行うとともに、子供のインターネット等の利用状況調査を行い、児童・生徒の実態を把握する。

<主要施策 12 における主要事務事業（例）>

- SNS等の適正な使い方の啓発強化
- インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握

取組の方向5 体を鍛え健康に生活する力を培う

【施策の必要性】

科学技術や高度情報化の進展に伴う生活の利便化により、日常生活における身体活動がますます減少していく時代にあつて、基本的な生活習慣を身に付け、健康や体力を保持増進していくための基礎的な能力や態度を養い、日常生活の身体活動量を増加させ基礎体力を十分に高めていくことが重要である。

また、自分自身の健康に対する関心を高め、生涯にわたつて、主体的に健康を保持・増進しようとする態度を養うことが重要である。

◆主要施策13 体力向上を図る取組の推進

1 「アクティブプラン to 2020」の推進

東京2020大会の開催都市にふさわしい、運動・スポーツに親しむ元気な児童・生徒を育成するために、「アクティブプラン to 2020－総合的な子供の基礎体力向上方策（第3次推進計画）－」に基づき、全校で体力向上に係る目標や、具体的な取組内容を定めた計画を作成して取り組むなど、子供たち一人一人の基礎体力の向上を図る。

小学校において、健康教育を中心とした体力向上、健康づくりを推進する「アクティブライフ研究実践校」を指定し、基本的な生活習慣の定着・改善に向けた取組や、成果を広く発信することを通して都全体の健康教育をより一層推進する。

また、全中学校を「アクティブスクール」と位置付け、自校の体力の実態を踏まえて体力向上の目標や取組内容を定めた体力向上推進計画を定め、取組をより一層推進する。特に体力向上に先進的に取り組む中学校を「スーパーアクティブスクール」として指定し、具体的な取組を研究開発するとともに、成果を広く他校に発信することを通して中学生の体力向上を図る。

さらに、東京2020大会を契機とし、スポーツの全国大会や関東大会への出場を目指す都立高等学校を増加させていくため、競技力の高い運動部活動のある学校を「スポーツ特別強化校」と指定し、都立高等学校運動部活動全体の活性化と競技力の向上を一層推進する。

<主要施策13における主要事務事業（例）>

- 東京都統一体力テストの全公立学校での実施
- 全中学校を「アクティブスクール」として指定し、体力向上の取組を展開
- 「アクティブライフ研究実践校」や「スーパーアクティブスクール」による先進的取組の研究開発・普及

- 「スポーツ特別強化校」の指定

◆主要施策 14 健康づくりの推進

1 健康教育の推進

がん等の重要な健康課題に対応するため、関係諸機関と連携して指導資料等を作成し、疾病に関する教育の充実を図る。また、性に関する現代的な課題を踏まえ、児童・生徒の正しい理解を促すため、性に関する指導の充実を図る。

2 アレルギー疾患対策の推進

学校給食を中心とするアレルギー疾患に関わる事故を防止するため、文部科学省監修のガイドラインに基づいた、事故予防の取組と事故発生時の緊急対応を確立し、各学校における組織的な体制づくりを推進する。

3 食育の推進

児童・生徒が、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健全な食生活を送るとともに、食を通して地域の産業や文化への理解を深めることができるよう、教科等間の連携を図りながら「生きた教材」として学校給食を活用した食育を推進する。また、食育推進チームの設置、栄養教諭や食育リーダーを中心とした校内指導体制の整備を行うとともに、食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うために栄養教諭の配置を拡大し、食育の更なる推進を図る。

<主要施策 14 における主要事務事業（例）>

- 疾病に関する教育の充実
- 性に関する指導の充実
- アレルギー疾患対策の推進
- 食育の推進

取組の方向6 オリンピック・パラリンピック教育の推進

【施策の必要性】

東京 2020 大会を、子供たちの人生にとってまたとない重要な機会と捉え、オリンピック・パラリンピック教育を全校で展開することを通して、東京都の児童・生徒の良いところを更に伸ばし、弱みを克服する取組を推進し、国際社会に貢献し、東京、そして日本の更なる発展の担い手となる人材を育成していくことが求められる。

また、東京 2020 大会の経験を通じ、その後の人生の糧となるような掛け替えのないレガシーを子供たち一人一人の心と体に残していくことが重要である。

◆主要施策15 オリンピック・パラリンピック教育の推進

1 「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づく教育の推進

東京 2020 大会を、子供たちの人生にとってまたとない重要な機会と捉え、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針（平成 28 年 1 月策定）に基づき、全公立学校でオリンピック・パラリンピック教育を推進する。

これにより、児童・生徒の良いところを更に伸ばし、弱みを克服する取組を着実に推進し、東京、そして日本の更なる発展の担い手となる人材を育成していくとともに、子供たち一人一人の心と体に人生の糧となるような掛け替えのないレガシーを形成する。

まず、本教育では、「オリンピック・パラリンピックの精神」、「スポーツ」、「文化」、「環境」の四つのテーマと四つのアクション（学ぶ、観る、する、支える）を組み合わせた多様な教育プログラム（以下「4×4の取組」という。）を推進する。各学校においては、東京都が作成した補助教材等を活用し、全ての教育活動に関連付け、年間 35 時間程を目安とし、学校全体で組織的・計画的に展開する。

さらに、「4×4の取組」を展開することで、子供たちに多くの資質・能力を身に付けさせていくことが可能となるが、特に、平成 32 年以降の社会を支える子供たちにとって重要な「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」の五つの資質を重点的に育成するために、「東京ユースボランティア」、「スマイルプロジェクト」、「夢・未来プロジェクト」、「世界ともだちプロジェクト」の四つのプロジェクトを推進する。

<主要施策 15 における主要事務事業（例）>

- オリンピック・パラリンピック教育の全校展開
- オリンピアン・パラリンピアン等の学校派遣の拡充
- 学校のオリンピック・パラリンピック教育の取組に対する支援

- 障害者理解の拡充に向けた取組
- ボランティアマインドの醸成、ボランティア活動の支援
- スクールアクション「もったいない」大作戦の実施(再掲)

取組の方向 7 教員の資質・能力を高める

【施策の必要性】

教員の大量退職、大量採用によってベテラン教員の指導経験やノウハウが継承されにくい状況がある中、新規に採用される教員に対し、豊かな人間性と組織人としての責任感・協調性、実践的な指導力や社会性等を育成することが求められる。

また、東京都の教育に求められる教師像にふさわしい人物を継続的に確保するとともに、新たな教育課題に的確に対応するため、選考内容・方法の改善に継続的に取り組むことが必要である。

さらに、教員全体の資質・能力の向上を図り、教員の成長を学校全体の教育力向上につなげるため、教員経験、職層等に応じた現職教員の育成、管理職としての資質・能力を有する人材の計画的な育成が必要である。

◆主要施策 16 優秀な教員志望者の養成と確保

1 養成段階・採用段階における実践的な指導力の育成

豊かな人間性と実践的な指導力を兼ね備えた人材を学生の段階から養成するため、教員を養成している大学や区市町村教育委員会と連携した東京教師養成塾により、実践的な指導力、社会の課題を的確に捉え課題を解決する力、教師としての使命感等の資質・能力を身に付けられるよう教員を育成する。

また、高度な教員養成機関である教職大学院との連携を充実させ、大学学部段階では身に付けることのできない専門的な知識・能力を身に付けた、将来の学校教育の中核となり得る優秀な新人教員を確保する。

さらに、東京都公立学校教員採用候補者が、採用後に教員としての職務を速やか、かつ円滑にスタートできるよう、採用前に学級経営等に必要の実践的指導力を身に付けさせることを目的として、採用前実践的指導力養成講座を実施する。

2 優秀な教員志望者の確保

教員採用選考における受験者数の確保及び選考方法の改善を図り、優秀な教員の確保に向けた取組を一層推進する。

さらに、グローバル人材育成のための英語教育の充実と平成 32 年度からの小学校の英語教科化への対応を図るため、英語の 4 技能に優れ専門性の高い教員を確保する。

<主要施策 16 における主要事務事業（例）>

- 「東京教師養成塾」の充実

- 教職大学院との連携の充実
- 「採用前実践的指導力養成講座」の充実
- 優秀な教員志望者の確保
- 英語教育を推進する教員の採用

◆主要施策 17 現職教員の資質・能力の向上

1 教員経験等に応じた教員研修及び啓発支援の充実

東京都公立学校の若手教員に必要とされる基礎的知識・技能の着実な定着と資質の向上を目指し、教諭としての使命感、幅広い知見及び実践的指導力を得させるため、3年間で若手教員を系統的に育成することを目的として、東京都若手教員育成研修を実施する。

また、教育公務員特例法改正や新学習指導要領完全実施に向けての対応等を踏まえ、管理職候補者研修等の職層研修、東京都若手教員育成研修等の必修研修、東京教師道場等のリーダー養成研修及び教員の専門性を高める研修である教科等・教育課題研修について、内容の充実を図る。

さらに、産休・育休中の教員、島しょ地区の教員など教職員研修センターで実施する研修の受講が困難な教員に対し、円滑な職場復帰や自己啓発を促すことを目的として、最新の教育情報や喫緊の教育課題とその解決の方策などを提供するための教員研修の動画を配信する。

あわせて、教員が教職生活全体を見直し自らのキャリアを形成し、資質・能力の向上を図るための研修計画を設計できるよう、各教員が研修履歴等を確認できる「マイ・キャリア・ノート」を導入するとともに、これを校長が人材育成の観点から自己申告書と合わせて活用することにより、自律的に学ぶ姿勢を持つ教員を育成する。

2 新たな教育課題に対応する教員の資質・能力の向上

公立中・高等学校の外国語（英語）科指導の質的向上を図るため、外国語（英語）科教員の海外派遣研修を実施する。あわせて、今後の小学校英語教科化を円滑に実施するため、英語教育推進リーダーとして指定した小学校教員の海外派遣研修を実施する。

また、パフォーマンステストの普及・啓発を行うとともに、生徒の「話す力」の向上を目指すため、中学校英語科教員を対象とした研修を実施する。

3 指導教諭の活用

教員全体の「プロ意識」の涵養や能力・専門性の向上を図るため、学習指導において高い専門性と優れた指導力を有する指導教諭の任用を、平成25年度から都立学校で、平成26年度から区市町村立学校で開始し、拡充を図っている。指導教諭の活用により、個々の教員が自ら成長しようとする意欲を引き出すとともに、公立学校全体の指導力を高め

ていく。

4 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進

平成 26 年 1 月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づき、全ての公立学校から体罰等を一扫するための取組を推進する。経験年数や職層に応じた体系的な研修や、服務事故再発防止研修としてアンガーマネジメント等の特別な研修プログラムを実施する。

また、体罰を指導の手段とする誤った認識のある服務事故者を対象として、「指導方法・意識改善プログラム」を実施する。

さらに、実際の指導事例を映像化したDVDを服務事故防止月間等で積極的に活用し、体罰根絶に向けた共通認識を深める。

あわせて、体罰のない、生徒の意欲を高める部活動を推進・普及するため、全ての顧問教諭や外部指導員を対象とする指導者講習会を開催するとともに、「Good Coach 賞」により、優れた指導を実践した顧問教諭を顕彰する。

5 教職員のメンタルヘルス対策の取組の推進

教職員の精神的健康の保持向上を促進するため、新規採用教員を対象とした個別のカウンセリング、新任副校長を対象とした「副校長ベーシックプログラム」や、ストレスチェック等を実施し、「早期自覚」、「早期対処」の予防策に重点を置いたメンタルヘルス対策の充実を図る。

精神疾患で休職した教員の円滑な職場復帰及び再休職の防止を図るため、引き続き、「リワークプラザ東京」による「所属学校における職場復帰訓練」を中心とする復職に向けた支援を実施する。

<主要施策 17 における主要事務事業（例）>

- 教員経験等に応じた教員研修の充実
- 産休・育休中の教員等に対する動画配信の実施
- 全教員の研修履歴自己管理システム（「マイ・キャリア・ノート」）の導入
- 外国語（英語）科教員等の海外派遣研修
- 指導教諭の活用
- 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進
- 教職員のメンタルヘルス対策

◆主要施策18 優秀な管理職等の確保と育成

1 学校のリーダーを育成する支援の充実

校務が集中し、多忙感のある副校長の業務負担を軽減するため、新たに「学校マネジメント強化モデル事業」を小・中学校で実施する。

また、各地区で中核となって活躍する教育管理職を計画的に育成するため、平成26年度から本格実施している「学校リーダー育成プログラム」（学校マネジメント講座、学校リーダー育成特別講座）について、教育管理職B選考の受験資格見直しに伴い対象を拡大し、研修の更なる充実を図る。

2 教育管理職選考制度等の改善

女性教員の教育管理職等への登用を促進するため、育児・子育て時期における人事異動面での配慮を行うほか、キャリア形成を意識したジョブローテーションを推進する。

また、新たな層から優秀な教育管理職を確保するため、これまで主幹教諭及び指導教諭を対象としていた教育管理職B選考の受験資格を、46歳以上54歳未満の主任教諭（主任教諭歴2年以上）にまで拡大する。

さらに、教員が教職生活全体を見通し自らのキャリアを形成し、資質・能力の向上を図るための研修計画を設計できるよう、各教員が研修履歴等を確認できる「マイ・キャリア・ノート」を導入する。

<主要施策18における主要事務事業（例）>

- 学校マネジメント強化モデル事業
- 学校リーダー育成プログラム
- 教育管理職選考制度の改善
- 全教員の研修履歴自己管理システム（「マイ・キャリア・ノート」）の導入(再掲)

取組の方向 8 質の高い教育環境を整える

【施策の必要性】

大学入試改革及び学習指導要領改訂への対応、グローバル人材の育成など、都立高等学校を取り巻く新たな課題に的確に対応していくためには、平成28年2月に策定した都立高校改革推進計画・新実施計画の着実な推進が求められる。

また、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の自立と社会参加に向けて、特別支援学校における教育環境の整備・充実、通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援体制の整備、障害の状態に応じた多様な教育の場の拡充などが必要である。

さらに、子供や学校を取り巻く状況が一層複雑化・多様化している中、様々な専門性を持ったスタッフと連携するなど、学校の教育力・組織力を向上させるとともに、地域人材の参加を促進し、地域全体で教育活動の質的向上を図ることが重要である。

加えて、学校施設についても、発災時における避難所としての震災対策の推進、授業改善に向けたICT環境の整備、特別教室の冷房化等を進める必要がある。

◆主要施策19 都立高校改革の推進

1 都立高校改革推進計画に基づく取組

都立高等学校が生徒を「真に社会人として自立した人間」に育成していくため、都立高校改革推進計画に基づき、教育内容の充実や教育環境の整備を推進するとともに、学校の新設や学科の改編などに取り組む。

<主要施策19における主要事務事業（例）>

- 都立高校改革の推進
- 「理数イノベーション校」、「理数アカデミー校」の充実(再掲)
- 医学部等への進学を希望する生徒による「チーム」の結成(再掲)
- 都立国際高等学校における国際バカロレアの取組(再掲)
- 都立新国際高等学校（仮称）の設置準備(再掲)
- 都立小中高一貫教育校の設置準備(再掲)
- 都立中高一貫教育校における教育内容の充実(再掲)
- チャレンジスクールの拡充に向けた取組の推進(再掲)

◆主要施策20 特別支援教育の推進

1 東京都特別支援教育推進計画（第二期）に基づく取組

共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成していくため、東京都特別支援教育推進計画（第二期）に基づき、特別支援学校、小学校、中学校及び都立高等学校等の全ての学びの場における指導と教育環境の更なる充実、職業教育、防災教育やスポーツ・芸術教育等の変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進、区市町村教育委員会や教員の専門性向上等の特別支援教育を推進する体制の整備・充実に取り組む。

<主要施策 20 における主要事務事業（例）>

- 都立知的障害特別支援学校における規模と配置の適正化の推進
- 児童・生徒の通学環境の改善（スクールバスの充実）
- 都立知的障害特別支援学校における就労支援の取組の推進
- 医療的ケアの充実
- 小学校の特別支援教室の導入に向けた支援及び中学校の特別支援教室導入に向けたモデル事業の推進
- 都立高等学校等における発達障害の生徒への支援
- 都立特別支援学校における芸術・スポーツの振興

◆主要施策 2 1 学校運営力の向上

1 学校運営力を向上させる取組の充実

校長がリーダーシップを発揮し、より自律的な学校経営を行っていくため、P D C A サイクルに基づくマネジメントシステムによる学校経営計画を中心とした組織的取組を推進する。学校経営支援センターによるきめ細かい支援により、校長の学校経営を支援し、都民に信頼される特色ある都立学校づくりを推進する。

また、校務が集中し、多忙感のある副校長の業務負担を軽減するため、新たに「学校マネジメント強化モデル事業」を小・中学校で実施する。

<主要施策 21 における主要事務事業（例）>

- 校長のリーダーシップに基づく組織的学校の運営の推進
- 学校マネジメント強化モデル事業(再掲)

◆主要施策 2 2 学校の教育環境整備

1 耐震化の推進

地震発生時における児童・生徒の安全を確保するため、「東京都地域防災計画」等に基づき、公立学校における天井材、照明器具、外壁等の非構造部材を含む施設の耐震化の推進及び支援を実施する。

2 トイレ整備の推進

公立小・中学校等において、児童・生徒等にとって安全・安心な環境を確保するとともに、災害時における地域の避難所としての機能を向上させるため、トイレ改修（洋式化等）及び災害用トイレ整備を実施する。

また、都立学校についても生徒が安心して学習・生活できる環境を確保するため、洋式トイレの整備を推進する。

3 冷房化の推進

児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、公立小・中学校の特別教室（図書室、音楽室、視聴覚室、パソコン教室、理科室、家庭科室、調理室、被服室、図工室、美術室及び技術室）の冷房化について支援を行う。

都立高等学校における理科系実験室や美術室等の特別教室の冷房化を推進するとともに、都立特別支援学校の全特別教室及び体育館の冷房化を推進する。

4 ICT環境整備の推進

公立小・中学校において、ICT環境整備計画を策定することを目的とした出前ICT環境整備事業を行うとともに、LAN環境整備等に係る支援を行い、ICT環境整備の促進により、児童・生徒の学習への意欲や関心を高めるとともに、情報活用能力の向上につなげる。

都立高等学校、都立高等学校附属中学校及び都立中等教育学校において、学習の意欲や関心を高め学力を向上させるとともに、情報活用能力を育成するため、更なるICT環境の充実を図る。

また、都立特別支援学校においては、障害の種別や程度に応じたアプリケーションを活用し、個に応じた学習を可能とするため、更なるICT環境の充実を図る。

5 安全対策のための防犯カメラの整備

学校内への不審者侵入の抑止、初期対応など学校内の安全確保の取組を推進するため、公立幼稚園及び小・中学校の校門等への防犯カメラの設置・更新について支援を行う。

<主要施策 22 における主要事務事業（例）>

- 耐震化の推進
- 防災機能強化のための公立小・中学校等施設トイレ整備支援事業
- 都立学校のトイレの洋式化の推進
- 冷房化の推進
- 公立学校におけるICT環境の整備
- 校門等への防犯カメラの整備の推進
- 校庭の芝生化の推進

取組の方向 9 家庭の教育力向上を図る

【施策の必要性】

保護者が家庭における教育の重要性を理解し、子供の教育に対する第一義的責任を果たすことができるようにするため、社会全体で家庭教育を担う保護者への支援体制を構築する必要がある。

また、子供たちの基本的な生活習慣、豊かな心、倫理観、社会的なマナーといった人格形成の基盤となる力を育むには、学校と家庭が相互の教育について理解を深め合い、一体となった取組を進めていくことが重要である。

◆主要施策 23 家庭教育を担う保護者への支援体制の充実

1 学校と家庭の連携の推進

児童・生徒が抱える様々な問題の解決や、その保護者の子育てに対する不安や悩みの解消等を図るため、地域の人材を活用し、保護者からの相談に応じるとともに、児童・生徒に直接関わる「家庭と子供の支援員」を学校に配置する。

<主要施策 23 における主要事務事業（例）>

- 学校と家庭の連携推進事業

◆主要施策 24 学校と家庭が一体となった教育活動の充実

1 学校と家庭との連携を図る取組の充実

子供たちの基本的な生活習慣、自立心、他人への思いやりなど豊かな心、善悪の判断などの倫理観、社会的なマナーといった人格形成の基盤となる力を育むには、学校と家庭が相互の教育について理解を深め合うことが重要であり、家庭における教育との連携を図った取組を進めていく。

<主要施策 24 における主要事務事業（例）>

- 道徳授業地区公開講座の充実(再掲)
- 親子防災体験(再掲)
- 情報サイト及びアプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」の活用促進(再掲)
- SNS等の適正な使い方の啓発強化(再掲)

取組の方向 10 地域・社会の教育力向上を図る

【施策の必要性】

社会全体で学校教育を支援し、質の高い教育を提供できるようにするため、地域等の外部人材を積極的に活用した教育を推進することが必要である。

また、子供たちの健全育成を推進するために、学校や地域社会がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりが重要である。

◆主要施策 25 地域等の外部人材を活用した教育の推進

1 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」等の取組の充実

子供たちの社会的・職業的自立に向けた意識を向上させるため、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組を充実させ、企業・大学・NPO等が有する専門的な教育力の教育活動への導入を推進する。

また、学校、家庭、地域・社会が連携・協働し、地域全体で子供の教育を支えるため、「学校支援ボランティア推進協議会」の設置・促進に向けて、コーディネーター等の研修や特色ある事例等の情報提供等を充実させるとともに、ボランティア等地域人材の確保がより促進されるよう、区市町村を支援する。

さらに、「地域連携推進モデル校」を指定し、地域の教育資源や外部人材の活用により、生徒の社会的自立に必要な力を育む教育をより一層充実させるため、学校と地域が組織的・継続的に連携・協働するためのネットワークを整備し、「地域が主体的に学校を支援し、学校が地域に貢献する「地域とともにある学校」」を推進する。

<主要施策 25 における主要事務事業（例）>

- 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組
- 「学校支援ボランティア推進協議会」の設置・促進の充実
- 「地域連携推進モデル校」の指定

◆主要施策 26 学校と地域社会が連携した教育活動の充実

1 小・中学校における取組の推進(再掲)

区市町村が実施する、子供たちの安全・安心な居場所である「放課後子供教室」における体験・学習活動の取組を支援するため、コーディネーター等の研修実施や活動事例の情報収集・提供を行う。これらを通じて、地域の人材を活用した学習習慣を身に付けるための学習支援などの活動プログラムの充実を図る。

また、中学生等を対象として、学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的とする「地域未来塾」に取り組む区市町村を支援し、子供たちへの学習支援の機会を充実させる。

2 高等学校における取組の推進(再掲)

外部人材等を活用した「校内寺子屋」を都立高等学校 10 校で実施し、義務教育段階の基礎学力の定着が十分ではない生徒に対し、学び直し学習や自習を支援する。

<主要施策 26 における主要事務事業(例)>

- 「放課後子供教室」の促進(再掲)
- 「地域未来塾」の促進(再掲)
- 「校内寺子屋」の推進(再掲)